

■緊急採用による奨学資金貸与制度について■

富山県では、高校生向けの奨学金として、年度始めに募集する「一般採用」に加え、随時申請可能な「緊急採用」を実施しています。

緊急採用…失職、破産、会社の倒産、病気、死亡等または火災、風水害等による家計急変のため、緊急に奨学資金の貸与の必要が生じた場合に、貸与が受けられる制度

1. 貸与人数・貸与月額

- (1) 貸与人数…年間を通じて若干名を予定しています。
- (2) 貸与月額…一般採用の貸与月額と同額です。

2. 申請手続き等

(1) 提出書類

申請には下記の書類が必要です。

- ① 申請書（申請理由欄には、緊急採用を希望する理由を詳細に記入してください。）
- ② 就学者を除く家族全員の前年（令和6年）の収入金額を証明する書類
- ③ 特別な家庭事情に関する証明書
- ④ 家計急変の事由を証明できる書類
 - ・主たる家計支持者が失業した場合…離職票
 - ・病気になった場合…医師の診断書等
- ⑤ 推薦書（学校が作成）

(2) 貸与の始期

家計急変の事由が生じた月以降で、申込者が希望する月とします。

ただし、家計急変の事由が令和7年3月以前に生じたものである場合でも、貸与の始期は令和7年4月からとします。

(3) 貸与の終期

上記貸与始期から採用年度末までとします。

ただし、採用年度末において、家計急変の事由発生後1年以内の奨学生から「緊急採用奨学資金継続願」の提出があった場合には、採用年度の翌年度末まで貸与を継続します。

3 お問合せ先

ご不明な点は、富山県教育委員会県立高校課学事担当までお問合せください。

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7
富山県教育委員会県立高校課学事担当
TEL 076-444-3448（月～金（祝日除く。）、8:30～17:15 / FAX 076-444-4437